

豊川市監査公表第15号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年2月17日

豊川市監査委員	井	田	哲	明
同	鈴	木	篤	男
同	星	川	博	文

## 定例監査の結果に関する報告

- 1 監査の対象部署  
都市整備部 市街地整備課  
公園緑地課
- 2 監査の範囲  
令和6年4月1日～令和7年12月19日
- 3 監査の実施期間  
令和7年9月30日～令和7年12月19日
- 4 監査の方法  
監査対象部署へあらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を調査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。  
監査の項目としては、以下のとおりである。
  - (1) 重点項目  
ア 準公金の取扱事務について
  - (2) 一般項目  
ア 契約に関する事務について  
イ 財産の管理に関する事務について  
ウ 補助金・交付金・負担金に関する事務について  
エ 公金の取扱事務について  
オ 組織に関する事務について  
カ 人事に関する事務について  
キ 庶務に関する事務について
- 5 監査の実施場所  
豊川市役所監査委員室
- 6 監査の結果  
監査の結果は、次のとおりである。なお、軽微な注意事項については、口頭で指導を行ったので記述は省略した。

### 【市街地整備課】

- (1) 総括  
監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

### 【公園緑地課】

- (1) 総括  
監査の項目については、軽微な注意事項があったが、概ね適正に執行されていると認められた。